

# 東海財務局管内金融機関における 中小企業金融円滑化法に基づく 条件変更等の状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号。以下「法」という。)第2条に掲げる金融機関は、法第8条の規定に基づき、法施行日(平成21年12月4日)から本年3月31日までの間に行った貸付条件の変更等の状況を(5月17日までに)行政庁に報告したところです。今般、金融庁が、法第8条第3項の規定に基づき、当該報告の概要を公表したところですが、このうち東海財務局管内金融機関の条件変更等の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、これを公表いたします。



平成22年6月30日  
東 海 財 務 局



ザイムくん

## 1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。3業態の合計では、実行率 が98.7%、実行率 が79.7%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率 1	実行率 2
地域銀行(13) 3	34,699 (8,823)	27,353 (7,148)	475 (98)	6,084 (1,405)	787 (172)	98.3%	78.8%
信用金庫(39)	29,284 (5,506)	23,616 (4,486)	208 (51)	4,701 (850)	759 (115)	99.1%	80.6%
信用組合(16)	1,467 (404)	1,182 (340)	9 (1)	232 (52)	44 (8)	99.2%	80.6%
合計(68)	65,450 (14,733)	52,151 (11,974)	692 (150)	11,017 (2,307)	1,590 (295)	98.7%	79.7%

- 1 実行率 = 実行件数 / ( 実行件数 + 謝絶件数 )。以下同じ。
- 2 実行率 = 実行件数 / 申込み件数。以下同じ。
- 3 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行をいう。以下同じ。
- 4 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。以下同じ。
- 5 左端の欄中の括弧内は、本年3月末時点の金融機関数。以下同じ。
- 6 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

## 2. 債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていなかったとき

債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていなかったときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。3業態の合計では、実行率が98.8%、実行率が82.4%となっており、1.の場合と比較してほぼ同水準の実行率となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行		謝絶		審査中	取下げ	実行率	実行率
		保証協会が条件変更対応保証を応諾したもの		保証協会が条件変更対応保証を応諾したもの					
地域銀行(13)	13,685 (5,990)	10,963 (4,934)	0 (0)	200 (65)	0 (0)	2,246 (878)	276 (111)	98.2%	80.1%
信用金庫(39)	13,556 (3,814)	11,475 (3,176)	0 (0)	81 (36)	0 (0)	1,738 (535)	262 (64)	99.3%	84.6%
信用組合(16)	1,109 (379)	918 (323)	0 (0)	8 (1)	0 (0)	154 (47)	29 (7)	99.1%	82.8%
合計(68)	28,350 (10,183)	23,356 (8,433)	0 (0)	289 (102)	0 (0)	4,138 (1,460)	567 (182)	98.8%	82.4%

### 3. 債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていたとき

債務者が中小企業者である場合であって、信用保証協会等による保証を受けていたときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。謝絶のうち、「保証協会等が債務の保証を応諾したもの」は、3業態の合計で147件（15億円）となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶		審査中	取下げ	実行率	実行率
				保証協会等が債務の保証を応諾したもの				
地域銀行(13)	21,014 (2,833)	16,390 (2,213)	275 (32)	124 (13)	3,838 (526)	511 (60)	98.3%	78.0%
信用金庫(39)	15,728 (1,691)	12,141 (1,309)	127 (15)	23 (2)	2,963 (315)	497 (51)	99.0%	77.2%
信用組合(16)	358 (24)	264 (17)	1 (0)	0 (0)	78 (5)	15 (1)	99.6%	73.7%
合計(68)	37,100 (4,548)	28,795 (3,539)	403 (47)	147 (15)	6,879 (846)	1,023 (112)	98.6%	77.6%

#### 4. 債務者が中小企業者である場合であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有するとき

債務者が中小企業者である場合であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有するときにおける貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。謝絶のうち、「他金融機関により法の施行日以後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していたもの」は、3業態の合計で51件（15億円）となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行		謝絶		審査中	取下げ	実行率	実行率
		保証協会が条件変更対応保証を応諾したもの		他金融機関により法の施行日以後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していたもの					
地域銀行(13)	4,126 (1,788)	3,038 (1,329)	0 (0)	98 (31)	46 (15)	893 (378)	97 (48)	96.9%	73.6%
信用金庫(39)	3,437 (1,206)	2,736 (991)	0 (0)	33 (15)	5 (0)	589 (182)	79 (16)	98.8%	79.6%
信用組合(16)	216 (82)	171 (62)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	40 (19)	5 (0)	100.0%	79.2%
合計(68)	7,779 (3,076)	5,945 (2,382)	0 (0)	131 (46)	51 (15)	1,522 (579)	181 (64)	97.8%	76.4%

## 5. 債務者が住宅資金借入者である場合

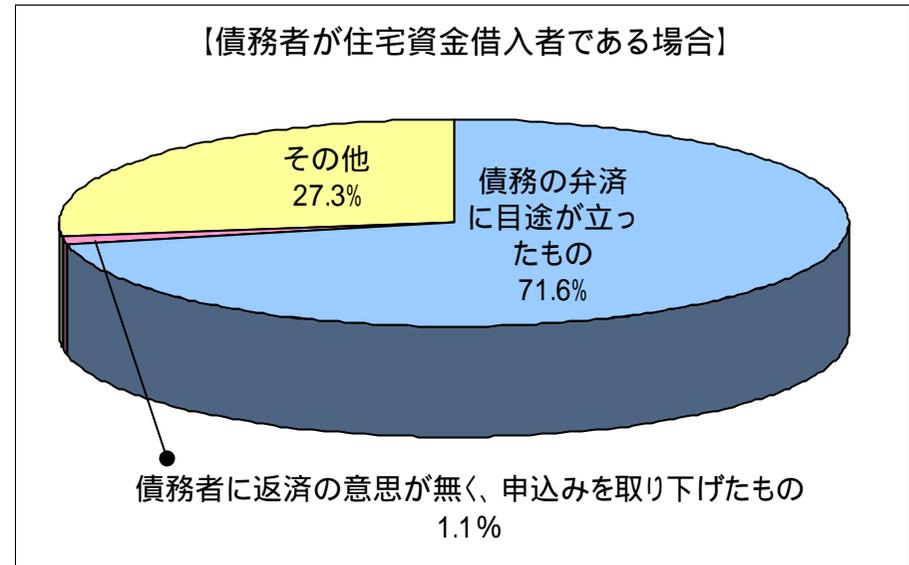
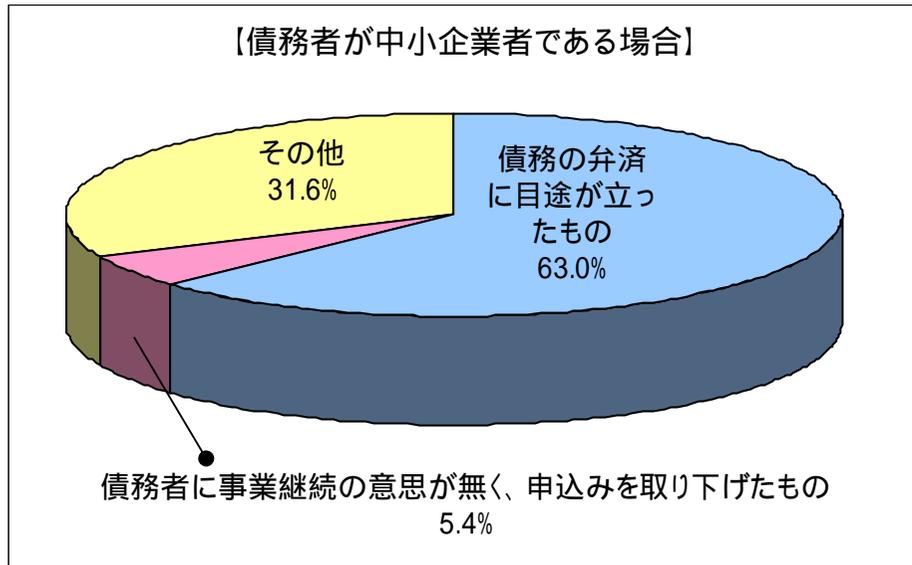
債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。4業態の合計では、実行率が91.7%、実行率が46.3%となっています。

上段は件数、下段括弧内は金額（単位：億円）

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ	実行率	実行率
地域銀行(13)	2,946 (470)	1,215 (211)	169 (27)	1,174 (176)	388 (55)	87.8%	41.2%
信用金庫(39)	2,251 (286)	1,182 (153)	39 (4)	799 (99)	231 (27)	96.8%	52.5%
信用組合(16)	140 (16)	79 (9)	6 (1)	46 (5)	9 (0)	92.9%	56.4%
労働金庫(2)	190 (24)	81 (10)	18 (2)	65 (8)	26 (3)	81.8%	42.6%
合計(70)	5,527 (796)	2,557 (383)	232 (34)	2,084 (288)	654 (85)	91.7%	46.3%

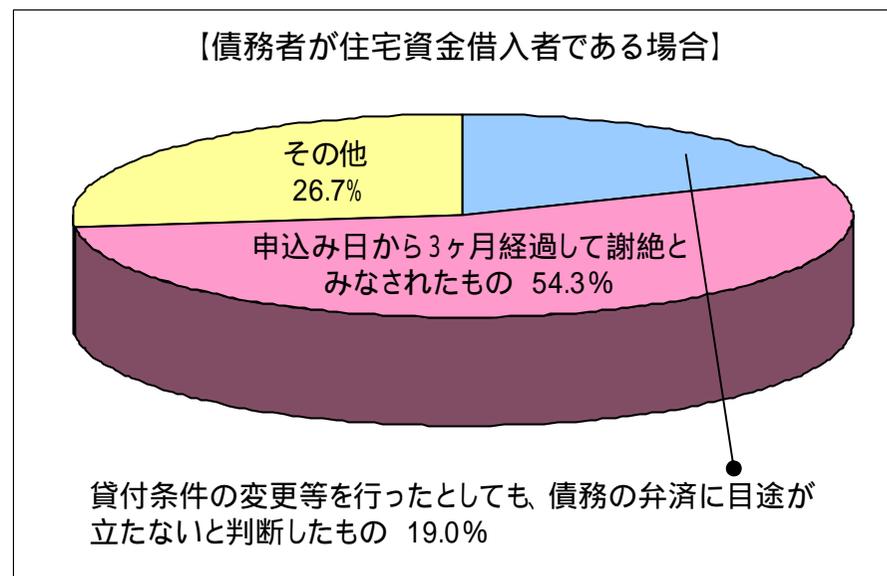
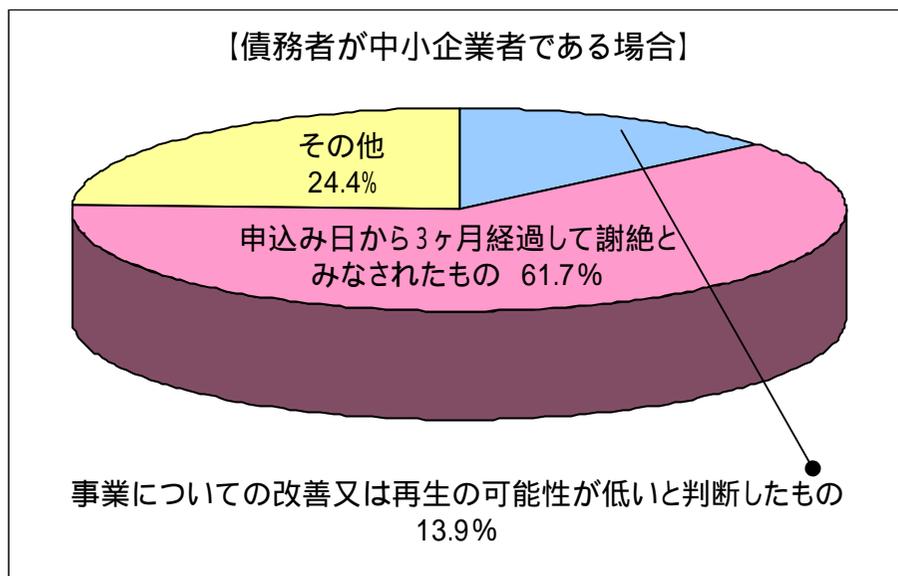
## 6. 債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由

債務者が貸付条件の変更等の申込みを取り下げる際の理由は、下の円グラフのとおりです。債務者が中小企業者である場合及び債務者が住宅資金借入者である場合の双方において、「債務の弁済に目途が立ったもの」がほぼ3分の2程度を占めています。



## 7. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。債務者が中小企業者である場合及び債務者が住宅資金借入者である場合の双方において、「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」が半数以上を占めています。



注)「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」であっても、その後、実行に至った場合には、その時点で「申込み」「実行」に1件ずつ再計上することとされている。

(以上)